

社会福祉法人みつなみ会

# 指定通所介護事業所みどりの森

## 重要事項説明書

〔2025年4月1日現在〕

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(埼玉県指定 第1170500233号)

当事業所はご契約者に対して通所介護サービス・総合事業第1号サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービス利用に当たっての留意事項	7
7. 非常災害対策	7
8. 緊急時の対応	7
9. 事故発生時の対応	7
10. 苦情の受付について	7

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人みつなみ会  
(2) 法人所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸 1780-1  
(3) 電話番号 0480-34-8881  
0480-34-8883 (デイ直通)  
(4) 代表者氏名 理事長 並木 恭之  
(5) 設立年月 平成5年9月1日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 通所介護事業所・日常生活支援総合事業第1号事業所  
平成12年3月27日指定 埼玉県 1170500233号

### (2) 事業所の目的

通所介護は、介護保険法令に従い、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 指定通所介護事業所みどりの森  
(4) 事業所の所在地 埼玉県南埼玉郡宮代町和戸 1780-1  
(5) 電話番号 0480-34-8883 (デイ直通)  
(6) 事業所長の氏名 並木 恭之  
(7) 当事業所の運営方針
- ・利用者の身体状況や要望に即した適切なサービスの提供
  - ・家族との連携により利用者の生活意欲の向上を図る
- (8) 開設年月 平成5年9月1日  
(9) 利用定員 40人

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 埼玉県南埼玉郡宮代町全域  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日、年末を含む）
営業時間	8：00～18：00
サービス提供時間	9：20～16：40

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービス・介護予防通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。職員の配置については、指定基準を遵守しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	サービス提供時間帯における人員	
	配置人員	基準人員
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名以上
3. 介護職員	6名	6名以上
4. 看護職員	1名	1名以上

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

##### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

##### ① 入 浴

◇入浴又は清拭を行います。寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

##### ② 排 泄

◇ご契約者の排せつの介助を行います。

##### ③ 機能訓練

◇機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

##### ④ 健康状態の確認・口腔機能の改善

◇看護職員が健康状態をチェックします。また必要に応じて口腔機能の維持、向上のためのサービスを実施します。

⑤ レクリエーション、行事

◇毎月の誕生会や季節の行事等を実施します。

⑥ 送 迎

◇車椅子の移送が可能な専用車輛にて送迎を行います。

〈サービス利用料金（1回あたり）〉（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。

## 料金表一覧

### 通所介護利用料金表

通常規模

令和7年4月より

1日利用 月曜日～土曜日 サービス提供時間 9:20～16:40 (7時間以上8時間未満)									
	介護保険 単位			1割自己負担		2割自己負担		3割自己負担	
	介護単位	入浴単位	サービス提供体制加算Ⅱ	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
要介護1	658	40	18	¥804	¥759	¥1,607	¥1,516	¥2,410	¥2,274
要介護2	777	40	18	¥937	¥892	¥1,874	¥1,783	¥2,810	¥2,675
要介護3	900	40	18	¥1,075	¥1,030	¥2,149	¥2,058	¥3,223	¥3,087
要介護4	1,023	40	18	¥1,213	¥1,169	¥2,424	¥2,336	¥3,636	¥3,503
要介護5	1,148	40	18	¥1,353	¥1,308	¥2,705	¥2,615	¥4,058	¥3,922

半日利用 月曜日～土曜日 サービス提供時間 9:20～13:00 (3時間以上4時間未満)									
	介護保険 単位			1割自己負担		2割自己負担		3割自己負担	
	介護単位	入浴単位	サービス提供体制加算Ⅱ	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし	入浴あり	入浴なし
要介護1	370	40	18	¥480	¥436	¥960	¥871	¥1,439	¥1,307
要介護2	423	40	18	¥540	¥496	¥1,079	¥990	¥1,618	¥1,485
要介護3	479	40	18	¥603	¥559	¥1,204	¥1,116	¥1,806	¥1,673
要介護4	533	40	18	¥663	¥619	¥1,325	¥1,237	¥1,988	¥1,855
要介護5	588	40	18	¥725	¥681	¥1,448	¥1,360	¥2,172	¥2,040

（端数処理計算により、若干誤差が出る場合があります）

☆ 地域区分別 1単位の単価（6級地）＝10.27円

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除

く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。（下記(2)①参照）

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆介護職員処遇改善加算

・ 処遇改善加算Ⅰ 9.2%

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

### <サービスの概要と利用料金>

#### ① 食 事

◇当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

◇ご契約者の自立支援のため、離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

◇利用料金：1食あたり 600円

【食事時間】昼食12:00～13:00

#### ② 通常の事業実施地域外への送迎

◇通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスをご利用になる場合には、送迎費用として下記の料金をご負担いただきます。

◇利用料金：通常の事業実施地域外における運行距離1kmあたり20円

#### ③手工芸活動

ご契約者の希望により、手工芸などの活動に参加していただくことができます。

◇利用料金：材料代等の実費

#### ⑤ 複写物の交付

◇ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

◇利用料金：1枚につき10円

#### ⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

◇日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担

していただくことが適当であるものにかかる費用は、実費を負担いただきます。

⑦ おむつ等の交換

◇ご契約者の希望、又は必要に応じておむつ等の交換を行います。事業所で用意したおむつ等を使用する場合には、次の料金をご負担いただきます。

◇利用料金（1枚あたり）

- ・紙おむつ・リハビリパンツ 150円
- ・尿取りパット 50円

⑧ 感染予防対策

◇新型コロナウイルス等、感染予防対策にご協力をお願いいたします。

アルコール消毒とマスク着用の徹底。マスクを着用していない場合には、事業所で用意したマスクを着用していただき、次の料金をご負担いただきます。

- ・不織布マスク 50円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2カ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヵ月ごとに計算し、翌月20日にご指定の郵便貯金口座から引き落としいたします。（郵便貯金のみの取り扱いとなります。）

◇請求書（口座振替明細書）は、翌月10日頃に発行いたします。

◇残高不足等で引き落としができなかった場合は、翌月末日に再度引き落としいたします。

◇引き落とし日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、翌日の取り扱いとなります。

※郵便貯金からの引き落としをご利用になれない場合は、翌月末日までに、事業所窓口にて現金でお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第7条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

【取消料】

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

## 6. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ③ 事業所内での金銭及び食物のやりとりは、ご遠慮下さい。
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ お弁当の持込はご希望により応じておりますが持ち込まれた弁当等の管理や衛生面及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任をおいかなますのでご了承ください。

## 7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び従業員等の訓練を行います。

## 8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合にはご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10. 苦情の受付について（契約書第20条参照）

### （1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 生活相談員 西田 光一  
大石 さゆり

○受付時間 8：00～18：00

また、苦情受付ボックスを受付窓口に設置しています。

### （2）第三者委員

鶴見 祥子（社会福祉法人みつなみ会 監事）

〔連絡先 TEL 0480-32-3989 宮代町国納 812〕

中村 トミ子（社会福祉法人みつなみ会 元評議委員）

〔連絡先 TEL 0480-32-1792 宮代町百間 1-2-36〕

### （3）行政機関その他苦情受付機関

宮代町役場健康介護課	所在地：埼玉県南埼玉郡宮代町笠原 1-4-1 TEL：0480-34-1111 FAX：0480-34-7820
杉戸町役場健康増進課介護保険課	所在地：埼玉県北葛飾郡杉戸町清地 2-9-29 TEL：0480-33-1111 FAX：
久喜市役所 高齢者福祉課	所在地：埼玉県久喜市下早見 85-3 TEL：0480-22-1111 FAX：0480-23-0699
白岡市役所 高齢介護課介護保険管理担当	所在地：埼玉県白岡市千駄野 432 番地 TEL：0480-92-1111 FAX：
幸手市介護福祉課	所在地：埼玉県幸手市東 4-6-8 TEL：0480-42-8444 FAX：0480-43-5600
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	所在地：埼玉県さいたま市中央区下落合 1704 番地 TEL：048-824-2568 FAX：048-824-2561

## 11. 福祉サービスの第三者評価の実施状況

実施の有無 無

令和 年 月 日

通所介護サービス・介護予防通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定通所介護事業所みどりの森

事業所長 並木 恭之 ⑩

担当者 ⑩

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、通所介護サービス・介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

家族の代表

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

利用者との続柄 ( )

2025.4